

## <参照条文一覧>

### 1 旧第1条関係

- ・ 瀬戸市附属機関設置条例  
(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

### 2 旧第3条関係

- ・ 瀬戸市個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止予定）  
(個人情報取扱事務の届出)

**第8条** <省略>

2及び3 <省略>

**4** 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出事項を第45条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下この章及び第4章において「審査会」という。）に速やかに報告しなければならない。

(収集の制限)

**第9条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的を明らかにして、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(5)まで <省略>

**(6)** 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

**第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(4)まで <省略>

**(5)** 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 <省略>

(電子計算機の結合の制限)

**第12条** <省略>

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子計算機の結合を行うことができる。

(1) <省略>

**(2)** 前号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるとき。

### 3 新第3条関係

- ・ 瀬戸市情報公開条例  
(審査会への諮問)

**第20条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 <省略>

（調査審議）

**第22条** 情報公開制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。

・ 個人情報の保護に関する法律

（審査会への諮問）

**第105条** <省略>

2 <省略>

**3** 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

※ 行政不服審査法

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不相当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。

3及び4 <省略>

・ 瀬戸市個人情報保護法施行条例（案）

（瀬戸市情報公開・個人情報審査会への諮問）

**第12条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則

(地方公共団体等による評価)

第7条 <省略>

2及び3 <省略>

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- ・ 瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例 (案)

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瀬戸市附属機関設置条例(平成25年瀬戸市条例第17号)第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 <省略>

(審議会への諮問)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、瀬戸市附属機関設置条例第2条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

#### 4 第8条関係

- ・ 瀬戸市個人情報保護法施行条例 (案)

(個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関(市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2及び3 <省略>

・ 行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(参加人)

第13条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

5 第9条関係

・ 行政不服審査法

(審査請求をすべき行政庁)

第4条 審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

(2)から(4)まで <省略>

6 第11条関係

・ 行政不服審査法

(提出資料の閲覧等)

第78条 <省略>

2及び3 <省略>

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。